

○大府市週休 2 日制工事実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、建設業界において、喫緊の課題となっている将来の担い手確保のため、建設現場における労働環境の改善が求められていることを鑑み、労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休 2 日の普及に取り組むとともに、将来にわたる週休 2 日制の定着を図るため、週休 2 日制工事に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（分離発注工事の場合において各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を含む。）
- (2) 工事完了日 完了届を提出する日
- (3) 休日取得率 第 4 条第 1 項に規定する対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合
- (4) 週休 2 日制工事 休日取得率を 28.5%（2/7）以上とする工事

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日制工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大府市、大府市水道事業又は大府市下水道事業の発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が第 4 条第 1 項に規定する対象期間の大部分を占める工事

(対象期間)

第 4 条 週休 2 日制工事の対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3 日間）
- (4) 年末年始休暇（6 日間）
- (5) 工場製作のみの期間

- (6) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週
 - (7) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週
 - (8) 工事全体を一時中止している期間
 - (9) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- 2 やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替で勤務することにより個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。
- 3 休工日を設定する場合は、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるとともに、毎週土曜日を休工とするよう努めるものとする。

（取組内容）

第5条 対象工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書等に週休2日制工事であることを明示する。
例「第〇条 本工事は、大府市週休2日制工事実施要領の対象工事とする。」
- (2) 発注者は、対象工事の工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 受注者は、契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。ただし、施工開始後の形式変更はできないものとする。
- (5) 受注者は、毎月5日までに実施工程表により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (6) 受注者は、発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、協力しなければならない。
- (7) 受注者は、4週6休以上を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告しなければならない。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りでない。

（工事成績評定）

第6条 工事成績評定に係る休日取得率の算出にあたっては、施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とし、施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

- 2 休日取得率が28.5%（2/7）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」の項目において、評価する。
- 3 受注者が、週休2日制工事に取り組むことが認められなかった場合は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」の項目において、2点減ずる。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 本要領の対象工事における休工状況の適用区分については、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上28.5%未満の場合	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25%未満の場合	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

2 休工状況の適用区分に応じ、各経費に次の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

休工状況の適用区分	4週6休以上	4週7休以上	4週8休以上
	4週7休未満	4週8休未満	
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06
備考			
1 市場単価の補正対象及び補正係数は別表のとおりとする。			
2 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、労務費にのみ補正係数を乗じる。			

(対象工事への変更)

第8条 発注者が本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、発注者が承諾した場合に対象工事とすることができる。ただし、このことによる工期延期は行わない。

2 前項の規定に基づき対象工事へ変更した場合の補正率は、第7条に規定するとおりとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休 以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.00	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01